

自転車の交通ルール

令和8年4月1日
 警察本部
 7警察本部

交通反則通告制度

令和8年4月1日から
 16歳以上の自転車利用者が対象に追加されます。

指導取締り方針

危険性が高い違反、
 または警察官の指示に従わず違反行為を行った者に対しては、積極的な取締りを行います。

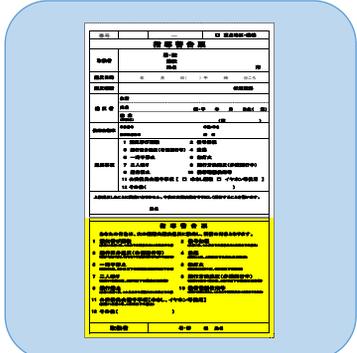


【交通切符】 → 【反則切符】

令和8年4月1日

これまで全ての違反を交通切符で処理していたものが、比較的軽微で、定型的な違反については、反則切符で処理することとなります。

警告票による警告も引き続き行います。



自転車の主な交通ルール

信号無視 6,000円
 道路交通法第7条

従うべき信号と停止位置

対面信号が赤なら、
 車道では停止線！
 歩道は横断歩道の直前！
 で必ず止まりましょう。

（車道走行時）
 これ（停止位置！）

（歩道走行時）
 これ（停止位置！）

（車道・歩道にかかわらず）
 自転車横断帯がある場所では、自転車横断帯を横断！

車道の左側通行が原則です！ 左側の路側帯も通行可能です！

通行区分違反 6,000円
 道路交通法第17条第1項、第4項又は第6項

車道の右側通行や、右側に設置された路側帯を通行するなどの行為

路側帯 車道 路側帯

車道右側や右側の路側帯は、通行できません。

路側帯通行時の歩行者の通行妨害 3,000円
 道路交通法第17条の3第2項

自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

公安委員会遵守事項違反 5,000円
 道路交通法第71条第6号

イヤホン等を使用して安全な運転に必要な交通の音等が聞こえない状態で運転する行為

傘をさしたり、手に物を持つなど、運転の視野を妨げたり、安定を失うおそれのある方法で運転する行為

並進禁止 3,000円
 道路交通法第19条

他の自転車と横に並んで自転車で走る行為

一列で走りましょう。

歩道通行方法 [道路交通法第63条の4第1項]

普通自転車は、次の場合には、歩道を通行することができる。

例外規定!

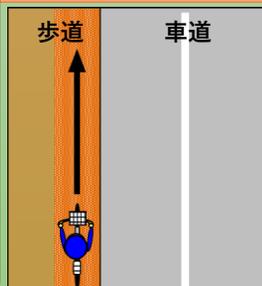
歩道通行方法 [道路交通法第63条の4第2項]

歩道を通行するときは、次の事項を守らなければならない。

| | | |
|--|---|--|
| 歩道通行可の標識・ 標示がある場合 | 子供や高齢者、身体障害者 が運転する場合 | 車道又は交通の状況に照らし 通行の安全を確保するため、や むを得ない場合 |
| 道路標識  道路標示  |  13歳未満 の子供  70歳以上 の高齢者 | 道路工事や駐車車両 が多い等の理由で車道 通行が困難な場合など  |

- 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。(歩行者の有無にかかわらず)
- 歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

歩道は、歩行者優先!



歩道通行時の
通行方法違反 3,000円

道路交通法第63条の4第2項



通行禁止違反 5,000円

道路交通法第8条第1項

標識を
確認!

道路標識などで
自転車の通行が
禁止されている
道路や場所(歩
行者天国など)
を通行する行為



指定場所一時不停止等 5,000円

道路交通法第43条

一時停止をしても、交差車両等
の通行を妨げれば、違反です!



遮断踏切への立ち入り 7,000円

道路交通法第33条第2項

遮断機が閉じていたり、
閉じようとしていたり
するときや
警報機が鳴って
いるときに踏切に
立ち入る行為



歩行者用道路における車両の 義務違反(徐行違反) 5,000円

道路交通法第9条

帯屋町アーケード
などの歩行者用道路!



自転車の通行が認められている
歩行者用道路を通行する際に、
歩行者に注意をせず、徐行しない
などの行為

交差点安全進 行義務違反等 6,000円

道路交通法第36条

信号のない交差点で、
左から来る車両や
優先道路などを通行する車両
などの進行を妨害する行為

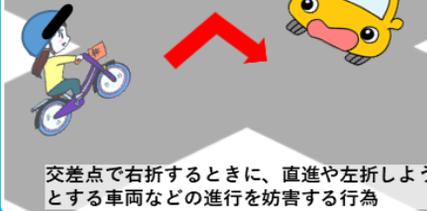


交差点は安全な
速度と方法で
進行しましょう

交差点優先車妨害等 5,000円

道路交通法第37条

右折するときは、左側端に
沿って、直進してから!



制動装置(ブレーキ) 不良自転車運転 5,000円

道路交通法第63条の9第1項

ブレーキ装置がなかったり、
ブレーキの性能が不良な状
態で走行する行為



携帯電話使用等 12,000円

道路交通法第71条第5号の5

携帯電話で通話を
しながら、携帯電話
の画面を見ながら
運転する行為や
携帯電話を使用中に
他の交通に危険を
生じさせる行為



飲酒運転

道路交通法第65条第1項

酒酔い運転
5年以下の拘禁刑又
は100万円以下の罰金

酒気帯び運転
3年以下の拘禁刑又
は50万円以下の罰金



ヘルメットを着用しましょう。

令和5年4月1日以降、全ての年齢層の
自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

自転車事故で亡くなった方の
約7割が頭部を負傷!